

平成 29 年度第 3 回小牧市廃棄物減量等推進審議会会議録

日時：平成 30 年 2 月 8 日（木） 10 時 00 分～11 時 10 分

場所：小牧市役所 東庁舎 5 階 大会議室

【出席委員】

小柳 松夫、平川 克治、奥野 辰夫、野村 進、丹羽 祐二、前田 伸博、倉知 日出美、北出 恵子、中嶋 博、長内 敏将、石田 知早人、川渕 義隆、市川 紀六、貝 隆、辻 勝哉、馬場 容子、（16 名）

【欠席委員】

長谷川 宜史、五藤 隆夫、加藤 豊、河村 典久（4 名）

【事務局】

伊藤市民生活部長、林市民生活部次長、川尻ごみ政策課長、藤田ごみ減量推進係長、長谷川収集美化係長、渡邊主査、近藤主事

内 容

川 尻 課 長

本日は、お忙しい中ご出席賜り誠にありがとうございます。
私は、本日の進行を務めます、ごみ政策課長の川尻です。よろしくお願ひします。
なお、長谷川委員、五藤委員、加藤委員につきましては、本日欠席のご連絡を受けていますのでご報告させていただきます。
はじめに、資料の確認をします。

～ 資料確認 ～

川 尻 課 長

また、1 名から傍聴の申し出がありましたので、ご報告させていただきます。
続いて、事務局を代表して伊藤市民生活部長より挨拶申し上げます。

伊 藤 部 長

～ あいさつ ～

川 尻 課 長	会の開催に先立ちまして、市民憲章の唱和を行います。委員の皆さまはご起立ください。 お配りしました次第に市民憲章を掲載していますので、こちらをご覧ください、私が先導させていただきますので、続いてご唱和をお願いします。 ～ 市民憲章唱和 ～
川 尻 課 長	ご着席ください。それでは、これより平成２９年度第３回小牧市廃棄物減量等推進審議会を始めます。 なお、この会議及び会議録は、公開となりますのでご承知おきください。 それでは、はじめに小柳会長からごあいさついただきます。
小 柳 会 長	～ あいさつ ～
川 尻 課 長	ありがとうございました。 それでは、次第３の議事に入りたいと思いますが、議事の進行については、「小牧市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理に関する規則」第４条第２項に基づき、小柳会長にお願いをします。よろしくお願いします。
小 柳 会 長	それでは、次第に沿って進めます。議事（１）「平成３０年度小牧市一般廃棄物処理実施計画（案）について」事務局の説明を求めます。
近 藤 主 事	内容の関連性が深いため、議事（１）及び議事（２）を続けてご説明します。その後、あわせて質疑・意見を承ります。 それでは、議事（１）「平成３０年度一般廃棄物処理実施計画（案）」についてご説明します。 今回お示しする計画は、前回お示しできなかった排出見込み

近 藤 主 事	量を追加しています。また、前回の審議会後に来年度から新たに取り組むごみ減量の施策が決まりましたので、その箇所の記載を一部、加筆・修正しています。 順序が逆になりますが、説明の都合上先に 7 ページ以降の「8 一般廃棄物の減量化、資源化のための方策に関する事項」についてご説明します。 まずは、8 ページをご覧ください。今回、加筆・修正した点を灰色の網掛けにしています。それぞれの詳しい説明は、後ほど議事（2）でご説明をしますので、ここでは簡単にご紹介をします。 下段の「ウ 剪定枝の拠点回収」ですが、資源として市民が搬入した剪定枝に加えて、クリーンアップ・大掃除で排出された落ち葉・草を拠点回収場所へ搬入し、仮置きします。併せて、平成 30 年 10 月からはこれまで燃やすごみとして収集していた剪定枝を資源として別で収集し、拠点回収場所へ搬入し、これら全ての再資源化を図ります。 これに伴って、枝は従来どおり縛って出す、落ち葉は任意の透明袋で排出されたものは、資源化します。従来どおり白袋で排出されたものは燃やすごみとして処理します。 次に、9 ページの下段の「①収集体制の見直し」についてご説明します。一つ目の黒丸ですが、前半部分は以前ご説明しましたとおり空きびんの収集を平成 30 年 10 月から委託化します。それに加えて、委託先としては、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」、いわゆる合特法に基づく代替業務としてし尿汲取り許可業者 3 社からなる小牧衛生事業組合とします。 次に二つ目の黒丸として、これまでは原則として雨天時は排出ができなかった古紙類のうち、雑がみと古布については、来年度 4 月から完全に資源用指定袋（緑袋）での排出に限ることから雨天時も排出できることとします。 あわせて、古紙類の排出の利便性の向上及び再資源化の促進のため、来年度 4 月から古紙・古布類、蛍光管類が排出できる
---------	---

近 藤 主 事	資源回収場所の数を拡大します。 続いて、四つ目の黒丸ですが、桃花台地区をモデル地区とし、来年度４月から雑がみの週１収集及び雑がみ以外の古紙・古布類の集団回収への移行を試行します。 最後に、同じく桃花台地区をモデル地区とし、来年度４月から破碎ごみのうち、長さが１５ｃｍ以内のものを燃やすごみとして排出できるとする分別の簡素化を試行します。その結果、支障がないと判断できれば、その後、市内全域で実施します。 先ほども申し上げましたとおり、これらの施策の詳しいご説明は、後ほどします。 続いて、排出見込み量についてご説明します。戻りまして６ページをご覧ください。 それぞれの見込み量は記載のとおりとなっています。（１）（２）については、平成２８年度実績と今年度実績（１１月末時点まで）の伸び率などを加味し算出をしています。（３）については、昨年度改定をいたしました「小牧市生活排水処理基本計画」の見込み量としています。 特筆すべき点をご説明しますと（１）については、先ほど申し上げました「剪定枝のごみ集積場収集」により燃やすごみを１，０００トン減、剪定枝を１，０００トン増、「雑がみの簡素化の定着及び資源回収場所の数の拡大、雨天時収集」等により燃やすごみを２５０トン減、雑がみを２５０トン増しています。また、桃花台地区をモデル地区とした古紙・古布の集団回収の移行により雑がみ以外の古紙・古布を３割減としています。 以上で説明を終了します。
渡 邊 主 査	続けて、議事（２）「分別の簡素化及び新たなごみ減量の取り組み」について、ご説明します。 資料「平成３０年度以降のごみ・資源の分別・収集方法の見

渡 邊 主 査	直しについて」をご覧ください。 平成２７年４月に小牧岩倉エコルセンターのごみ処理施設を更新し、３年が経過しようとしていますが、新ごみ処理施設は特に大きな問題もなく安定稼動しています。 そこで、かねてより市民からの要望が多い、分別の簡素化について、新ごみ処理施設の処理性能に沿った形で変更するとともに、新たなごみ減量化施策の推進及びごみ処理費用の抑制に取り組んでいきたいと考えています。 それでは、その内容について、資料に基づき順に説明させていただきます。 資料の２、（１）の「分別の簡素化」についてご説明します。 現在、「破碎ごみ」（赤袋）は、月２回収集しています。収集したごみは、エコルセンターのごみ破碎施設に運び、破碎機で１５ｃｍ程度にまで細かく破碎し、そこから金属を取り除いた後、「燃やすごみ」（白袋）と一緒にして、すべてを焼却しています。 そこで、今まで「破碎ごみ」としていたものの内、概ね１５ｃｍ以下の小型なものについては、従来どおり「破碎ごみ」としても排出できますが、週２回収集している「燃やすごみ」として排出できるように変更します。 新たに排出できるものの例としては、輪ゴム、プラスチック製のペン、ゴムや皮の手袋、使い捨てカイロ、ストロー、歯ブラシ、除湿剤や乾燥剤などそのままでも１５ｃｍ以下のものや、ビニール紐や革のベルトなど、丸めると１５ｃｍ以下になるものがあります。 また、従来「破碎ごみ」としていた、マヨネーズやケチャップのチューブ、油のボトルといったもので、汚れが取り除けない「プラスチック製容器包装」や、輸液バッグ、スチーム器具、カテーテルなどの在宅医療器具についても、大きさに関わらず「燃やすごみ」として排出できるように変更します。 これら小型の「破碎ごみ」は、普段の生活の中で、比較的よ
---------	--

渡 邊 主 査	く排出されるものであり、これを、次回の「破碎ごみ」まで溜めておくことなく、週２回ある「燃やすごみ」で即座に排出できるということは、それだけでもかなり排出利便性が高まることになると考えています。 変更に伴うごみ量の変化については、本市の家庭系「破碎ごみ」の年間排出量は、「燃やすごみ」の約２万１，０００トンに対して、約２，４００トン程度となりますが、内容物調査によると、「破碎ごみ」の内、１５ｃｍ以下のプラ・ゴム・皮革製品は、重量比で約１５％を占めていることから、多く見積もって、約５００トン程度が「燃やすごみ」に移行するものと推測しています。 なお、よく比較される名古屋市では、３０ｃｍ角を超えるものは粗大ごみとしているため、３０ｃｍ以下のプラスチック製品、ゴム、皮革製品などを可燃ごみとして週２回収集し、ガラス・陶磁器類などを月１回不燃ごみとして収集しています。また、春日井市にあつては、８０ｃｍ以上でかつ５０kg以下のものを粗大ごみとしており、ゴム、皮革製品、３０ｃｍ以下のプラスチック製品を可燃ごみとして週２回収集し、ガラス・陶磁器類、３０ｃｍから８０ｃｍ未満のプラスチック製品を不燃ごみとして月２回収集しています。 本市としては、先にもあったとおり、新ごみ処理施設を建設するにあたり、破碎ごみについては、１５ｃｍ角にまで破碎した上で熔融処理することを前提として燃焼効率や排ガス処理性能等を設計しており、また、収集した破碎ごみを破碎することなく、ごみを一次仮置きするごみピットに投入することは、ごみピットの貯留量をオーバーする可能性があるため、現状の処理方式に沿った形で変更することとしたところです。 実施時期については、本年の１０月からを予定していますが、まずは４月から桃花台地区全域をモデル地区として、先行して実施し、ごみの排出状況やごみ集積場、収集、エコルセンターでの処理における影響などを調査します。そこで特に支障がないと判断した上で、実施することとします。
---------	---

渡 邊 主 査	次に（２）の「剪定枝、落ち葉のごみ集積場回収」についてご説明します。 現在、ごみ集積場に排出された剪定枝・落ち葉類は、エコルセンターで「燃やすごみ」として焼却処理していますが、エコルセンターで行った内容物調査から、その量は約３，６００トンにのぼると推計されます。 平成２９年１２月２３日に新小木に第３資源回収ステーションを開設し、市内で２箇所目となる剪定枝の拠点回収場所を設けたところですが、軽トラックなどを所有していない方も多くいるため、未だ多くの剪定枝類が「燃やすごみ」としてごみ集積場に出されているのが現状であります。 そこで、ごみ集積場において、縛って排出された剪定枝、落ち葉については、「燃やすごみ」と区別するため、また、容量が大きな袋でも可とするため、白袋ではなく排出者が用意した任意の透明袋で排出されたものについて、資源の「剪定枝」として回収し、再資源化施設で資源化することとします。 なお、収集方法については、「燃やすごみ」の収集を、昨年１０月から原則午前中に完了するようにしたことから、燃やすごみの収集委託業者が午前中にまず「燃やすごみ」を収集し、午後から「剪定枝類」を回収することを考えています。 実施時期については、収集委託業者と調整した上で、平成３０年１０月から行う予定としています。 次に（３）の「古紙・古布」の排出ができるごみ集積場の拡大についてご説明します。 本市では、「燃やすごみ」専用の集積場が市内に約３，０００箇所、破砕ごみ及び資源専用の集積場が１，８７２箇所あります。しかしながら、古紙・古布及び蛍光管については、収集効率などの問題から、資源専用の集積場１，８７２箇所のうち、１，０４０箇所の集積場でしか収集を行っておりません。その結果、多くの市民が遠方の集積場や資源回収ステーションなどまでこれらを運ぶ必要があり、また、「燃やすごみ」などに混
---------	---

渡 邊 主 査	入する要因にもなっていました。 そこで、本年４月から地元や共同住宅などの集積場管理者と調整し、スペース的に古紙・古布及び蛍光管を排出できる集積場については、収集を行うこととし、市民の利便性と古紙等の収集量の拡大を図ります。 こちらについては、平成３０年４月から実施予定です。 次に（４）の「雑がみ」の週１回回収」について説明します。 平成２９年度から雑がみの簡素化を行い、ビニールや金属がついたものでも出せるようにいたしました。それにより、雑がみの排出量は１２月末時点で、前年比７６％増の、約３３６トンとなっています。 しかしながら、エコルセンターの内容物調査から、「燃やすごみ」には、資源とならない古紙も含まれるものの、約７，０００トンの古紙が混入していると推計されます。 そして、新聞、雑誌、段ボールなどは燃やすごみに混入しにくいことから、これらの内のかなりの部分を「雑がみ」が占めると考えられます。 これらの要因としては、先の（３）にあげた排出する場所が少ないという点、「雑がみ」に対する分別意識がまだ低い点、そして、先ほどの小型「破碎ごみ」と同様、「雑がみ」が普段の日常生活からよく出るのに対して、月２回しか排出することができないという排出機会が少ないという点が挙げられます。 そこで、啓発活動を更に積極的に行うとともに、「雑がみ」の排出を月２回から、週１回排出できるよう変更します。 実施時期については、分別の簡素化と同様、本年４月から桃花台地区をモデル地区として先行実施し、特に支障がなければ平成３１年４月から実施します。 また、これまでは原則として雨天時は、「古紙類」を排出することができませんでしたが、本年４月からは、「雑がみ」を資源用指定袋（緑袋）のみでの排出とすることから、雨天時も
---------	--

渡 邊 主 査	排出できるようにします。こちらは、本年４月から実施します。 次に（５）の「古紙（雑がみを除く）・古布」の集団回収移行についてご説明します。 現在、「古紙・古布」については、市が収集を古紙業者に委託し、収集したものを売却しています。新聞、雑誌、段ボールなどは、市場等の影響も受けますが、収集に要する経費を差し引いても、売却益を期待できるものであります。 そこで、週１回収とする「雑がみ」を除き、「古紙・古布」については、地域との協働事業の一環として、行政回収から地域での集団回収方式に移行します。 回収方法については、将来的には地域の実情にあった形で実施していただきますが、当面は今までどおり、ごみ集積場で回収しますので、市民にとって出し方が変わるものではありませんが、「地域に還元される」ということで、今まで集積場以外で排出していた方が、集団回収で出すことはあるかと思います。 売却益については、回収実績を市で取りまとめ、行政区ごとに世帯数に応じて還元します。 実施時期については、平成３０年４月から桃花台地区をモデル地区として、先行実施し、特に支障がなければ、平成３１年４月から実施予定です。 次に（６）の「脱水汚泥のバイオガス発電施設への搬入」について、説明します。 先に新聞等でご覧になった方もありませんが、平成２９年１２月２０日に「バイオガス発電施設の整備等」について、アーキアエナジー株式会社及び株式会社バイオス小牧とで協定を締結いたしました。 これは、平成３２年３月竣工予定となっておりますが、市が下末地区の工業専用地域に、メタン発酵施設を核とする中間処理施設と発電施設を誘致し、運営会社が市内及び県内事業所から
---------	--

渡 邊 主 査	排出される１日８０トンの食品残渣から、メタン発酵により発電を行うものです。約１，５００世帯分の電力供給が可能で、地産地消の再生可能エネルギー電源として売電をする計画となっています。 本市としては、現在、エコルセンターで処理している市内事業所からの食品残渣の減量が期待でき、また、同じくエコルセンターで焼却処理している、クリーンセンターで処理した後に排出される約１，０００トンの脱水汚泥についても同施設に搬入することで、ごみの減量化を図ろうとするものであります。 次に（７）の「事業系ごみの分別の徹底・再資源化の推進」について、ご説明します。 本市では、年間約１万２，０００トンの事業系ごみがエコルセンターで処理されています。この内、かなりの部分を食品廃棄物が占めると推測され、本市としても、事業者に対して、分別の徹底及び食品残渣等の資源化を推進するよう指導してまいりました。 しかしながら、市内に資源化する施設がないこともあり、平成２８年度においては、わずか約６８０トンの食品廃棄物が市外の資源化施設で処理されるに留まり、また、分別についても未だプラ容器等の混入が多々見られるなど、改善には至っていない状況です。 そこで、排出事業者及び収集を委託された一般廃棄物収集運搬許可業者への指導を徹底するとともに、莫大な費用をかけ、平成２７年度からエコルセンターのごみ処理施設を更新したことに伴い、実費相当額を負担していただくべく、ごみ処理手数料の見直しについて検討していきたいと考えています。 続きまして、３の「ごみ減量化目標」について、ご説明します。 資料にもありますよう、すぐに実現できるものではありませんが、剪定枝、落ち葉で年間２，０００トン、雑がみで１，０
---------	---

渡 邊 主 査	００から２，０００トン、脱水汚泥で１，０００トン、事業系ごみで２，０００トンから３，０００トンと、将来的には合計して、７，０００トンから８，０００トンの減量化を目指してまいります。 次に（４）の実施スケジュールとなりますが、 本年４月から実施するものとしては、①「古紙・古布」の排出できるごみ集積場の拡大、②「雑がみ」、「古布」の雨天時収集、③「雑がみ」の紙袋での排出禁止、④桃花台地区において、分別の簡素化、「雑がみ」の週１回収、「雑がみ」を除いた「古紙・古布」の集団回収の先行実施となります。 本年１０月から実施するものとしては、①全市における分別の簡素化、「剪定枝、落ち葉」のごみ集積場回収となります。 最後に、平成３１年４月から実施するものとしては、①全市における「雑がみ」の週１回収及び「雑がみ」を除いた「古紙・古布」の集団回収への移行となります。 長くなりましたが、以上で説明を終わります。
小 柳 会 長	ただいまの説明について、質疑・意見があればお願いします。
丹 羽 委 員	古紙・古布の集団回収への移行に伴い、現在実施されている子ども会などの資源回収の扱いはどのようなになるのですか。
川 尻 課 長	現在行政回収をしている古紙・古布の売却益を区に還元するだけですので、子ども会などの資源回収とは全く異なるものです。 市民の皆さまにおかれましては、これまでどおりごみ集積場に出していただき、現在と同様、小牧市古紙リサイクル協同組合が収集します。売却益については、収集コストを差し引いたうえで、世帯数に応じて小牧市古紙リサイクル協同組合から振込みをし、子ども会などが実施している資源回収に影響がない運営を考えています。

石田委員	スーパーなどに設置されている古紙回収コンテナは業者の利益となるため、区に売却益が還元されることとなると民間の古紙回収コンテナではなく、ごみ集積場に出そうとする人が増えると思います。それに伴って、ごみ集積場がいっぱいになることが予想されますが対策をどのように考えていますか。 また、どのくらいの額が区に還元されると見込んでいますか。
川尻課長	現在、「古紙・古布」の排出日については、「プラスチック製容器包装」の排出日と同じ日となっています。したがって、区に売却益が還元されることや雑がみの週1回収により排出量が増え、ごみ集積場がいっぱいになってしまうことが予測されますので、モデル地区である桃花台地区においては、収集日を金曜日から月曜日に変更させていただく予定です。月曜日は他の収集はありませんので、ごみ集積場が溢れることは避けられると思います。 全市的に実施する際も「プラスチック製容器包装」と別日で収集ができないか調整しています。 また、あくまでも推計ですが、昨年度の回収実績で古紙組合と交渉した単価が変わらないことを前提に算出をすると各区に約420万円が還元される見込みです。 将来的には、民間の古紙コンテナに排出されているものがごみ集積場に排出され、還元額が増加することを期待しています。
貝委員	桃花台地区におけるモデル事業で古紙・古布の排出場所は変わるのですか。
川尻課長	桃花台地区では平成30年4月から実施され、排出日は変わりますが、ごみ集積場は現在の場所から変更はございません。 ただし、このことについては市民の方は知りませんので、3月15日号と併せて新しいカレンダーを配り、桃花台地区全域

	に回覧もする予定です。
辻 委 員	私は、本庄に住んでいますが、路上のごみ集積場があり、時間外にもって来る人がいて、路上にごみが残っていることがあります。このような場合は、どのように対応されていますか。
長谷川係長	収集のルートや時間は一定でなく毎日かわりますので、ごみの排出は朝 8 時半までにとお願いをしています。ごみが残っている場合原因が後出しである場合は、次回の収集を待っていただいています。燃やすごみなど不衛生において置けないものについては、状況に応じて、市が収集をしています。
辻 委 員	現代は高齢化社会で、時間をわかっておらず、8 時半以降にごみを出される方がいます。したがって、周知方法を工夫していただき、時間を徹底していただければ、ごみが残らずに済むと思います。
長谷川係長	今年度、午前に収集を完了させるようにした際、コースが大幅に変わる影響で、収集時間が変わる地域があるため、掲示板に貼るポスターを作成し、啓発をして参りました。ただ、全市民に啓発が行き届いていない部分もありますので、今後も引き続き啓発に努めて参ります。
辻 委 員	午前収集について組のルートで回覧などはされましたか。
長谷川係長	回覧は実施しています。
野 村 委 員	議事からは少し離れるかもしれませんが、先ほど桃花台のカレンダーの話がありました。現在のカレンダーですが資源のアイコンの色が多すぎてどの袋で出せばよいかわからないという声が寄せられています。この色にした理由を教えてください。

渡 邊 主 査	色のデザインについては、一度試したことがありますが見づらいという意見が多数寄せられました。今の色のデザインですが、様々なパターンを用意して小針の郷に何回も通い、いただいた意見から作成されたものです。 今後もいただいた意見を踏まえながら、よりよいものを作っていこうと思っています。
北 出 委 員	これまでの破砕ごみの分別が市民には定着していますので、今回の変更点を市民にわかりやすい形で周知していただきたいと思います。
川 尻 課 長	破砕ごみの分別については、定着してきていますので、市民の皆さまが混乱しないようにしていきますが、将来的には現在「燃やすごみ」「破砕ごみ」「粗大ごみ」となっている分別を「燃やすごみ」を「小型可燃ごみ」、「破砕ごみ」を「中型可燃ごみ」とし、「小型可燃ごみ」「中型可燃ごみ」「粗大ごみ」の3区分にしたいと考えています。 ただ、いきなりやってしまうと市民の皆さまが大きな混乱を招くので、今回は破砕ごみのうち長さが15cm以下のものは燃やすごみでも出すことができるという緩やかな形で変更をします。ただし、将来的にこれが定着すればわかりやすい形に分別を段階的に変更していきたいと考えています。
市 川 委 員	一般的に燃やすごみは名称からどのように処理されるかわかりますが、破砕ごみは破砕した後、埋め立てるものだという印象があります。先ほど説明があったとおり、破砕ごみも最終的に燃やすのであれば、市民がそれをわかるような名称や周知をしていただきたいです。
川 尻 課 長	委員のおっしゃるとおり、破砕ごみは以前の不燃ごみのイメージが強く、埋め立てているものだと思っている方が大勢います。

	したがって、最終的にはわかりやすい名称にしたいと考えていますが、いきなり名称を変更すると市民の皆さまの混乱を招く恐れがありますので、まずは、破碎ごみも最終的には燃やしているということを浸透させ、定着した段階で名称を変更するように時間をかけて実施していきたいと考えています。
貝 委 員	15cm以下のものは燃やすごみにも入れていいということですが、周知されていないと結局、破碎ごみに入れてしまうと思います。周知はどのように行う予定ですか。
川 尻 課 長	桃花台地区については、モデル地区として先行して実施しますので、回覧などを通して周知を図っていきます。
馬 場 委 員	3点ほど質問・意見します。 まず、1点目ですが、分別の簡素化について、先ほどの例示がある説明は大変わかりやすかったので、周知の際は、例示をしていただきたいです。 次に2点目ですが、剪定枝のごみ集積場回収について、午後からも回収するとごみ収集車が来る頻度が高まると思います。事前にいつ来るかわかっていると助かるので、午後の何時頃に来るか教えていただきたいです。 最後に3点目ですが、古紙・古布のごみ集積場の拡大について、これは市内全域で実施するのか、あるいは一部の地域だけなのか教えてください。
川 尻 課 長	まず、1点目については、わかりやすくなるように例示したチラシを作成します。 次に2点目については、年末年始など特別にごみの量が多いとき以外は、原則として午前中に完了するようにしています。したがって、そういう時以外は、基本的に午後1時から収集を開始することとなります。 ただ、剪定枝の排出量は季節によって異なり、排出されてい

前田委員	ないところは飛ばしたりするので、午後１時から収集を開始することは申し上げられますが、実際に何時頃に回収に伺うのかは、そのときによるため具体的な時間は申し上げられません。 最後に３点目については、古紙・古布の収集は平成１２年７月から開始をしています。その際、収集効率を考慮してごみ集積場の数は概ね１００戸に１か所とさせていただいています。また、破碎ごみが出せるごみ集積場は５０戸に１か所です。実際に平成２９年度現在で古紙・古布が出せるごみ集積場は１，０４０か所、それに対して、破碎ごみが出せるごみ集積場は、１，８６９か所あります。 したがって、破碎ごみは出せるのに古紙・古布は出せないごみ集積場が８００か所以上あることになります。このことは、市民にとって古紙・古布を出してよいごみ集積場なのかわかりづらく、間違っ出されたものが後に、燃やすごみに入れかえられて排出されてしまうことが多くあります。 この現状から、古紙・古布をより多く資源化していくために出せる場所を増やそうというものであり、できれば全１，８６９か所にしたいと考えていました。 しかし、共同住宅のごみ集積場はスペースが小さく、古紙・古布も出すといっぱいになってしまうところがあるので、全てのごみ集積場を確認して、そのようなところは除外し、最終的に１，６０９か所に増やしたいと考えています。 任期の最終会ですので、これまでの審議会を通じて全体的に申し上げます。 今年は、雑がみの簡素化や第３資源回収ステーションの開設があり、それに加えて資料にあります７つの新しい取り組みを見ますと非常によく研究されているなと思います。先日、第３資源回収ステーションを訪れた際も、課長自ら朝早くから現場で指導されており、小牧市の環境行政はしっかりしているなと感じています。 また、審議会の進め方も素晴らしいなと思いますので、これ
-------------	--

中 嶋 委 員	からも市民の声を聞きながら、特に広報については、高齢者が多いので、わかりやすく迅速にやっていただけるとさらによくなるなと思います。 先ほど燃やすごみの中に多くの紙類が混入しているという話がありましたが、封筒のような個人情報がある紙もありますので、雑がみがどのように処理されているかを市民にわかるようにプレゼンテーションしていただけると安心して分別して排出できるのではないかと思います。
川 尻 課 長	緑袋で排出された雑がみは、回収した業者が袋に入ったまま保管します。その後ある程度溜まったら、そのまま1 m³ほどのベールとして圧縮し、梱包します。 したがって、処理の過程で中を開けることはありませんので、何者かが意図的に中を見ない限りは、個人情報が流出することはありません。 そして最終的には、そのベールが大型トラックいっぱい溜まった段階で静岡県の処理施設へ運ばれ、そのままタンクに投入しますので、個人情報が流出することはありません。 ただ、委員のご指摘のとおり市民の皆さまに処理の過程が周知しきれていないと思いますので、安心して雑がみを排出できるように周知をしていきたいと思います。
小 柳 会 長	続いて、議事（３）「資源回収貢献団体及びごみ集積場管理功績団体の選考について」事務局の説明を求めます。
近 藤 主 事	それでは、続いて、議事（３）「資源回収貢献団体及びごみ集積場管理功績団体の選考について」ご説明します。 まず、「１．感謝状の贈呈について」、（ア）趣旨は、資源回収の推進に尽力した団体並びにごみ集積場の美化及びごみの分別・減量の推進に尽力した団体へ感謝の意を示すことです。 （イ）対象は、資源回収貢献団体については、市に登録をし

近 藤 主 事	ている資源回収団体、ごみ集積場管理功績団体については、区（地域の自治会）のうち、趣旨を満たすものです。 （ウ）選出数は、平成２５年度から記念品の贈呈を廃止したことから制限なしとなっていますので、それぞれの選考基準を満たした団体すべてに表彰することとします。 感謝状は、３月１５日（木）に開催する資源回収団体連絡会議の冒頭で市長からお渡しさせていただく予定です。 続いて、「２．選出団体（案）について」ですが、まず（ア）資源回収団体についてご説明します。 選考基準については、昨年２月の審議会において伸び率だけで選考する基準でよいのかというご指摘をいただいたことを受け、見直しを図っており、①昨年度（平成２８年度）の実績があり、直近２年間で表彰されておらず、過去の表彰回数が３回未満であること、②平成２９年（１２月時点）実績で古紙・古布の回収量のうち雑がみの割合が１０％以上であることの２事項を満たす団体とさせていただきます。 この基準に設定した理由としまして、本市では、燃やすごみの減量のため、雑がみの回収を推進しており、奨励金の交付には、雑がみの回収を必須としています。それに加えて、昨年度の資源回収団体連絡会議の折に「古紙・古布の回収量のうち雑がみの割合が１０％」という雑がみの回収量目標を定め、各団体の皆さまにご尽力いただいていることから今回の選考基準に設定し、目標を達成された団体を表彰しようというものです。 選出団体の案については、裏面の表１のとおりです。こちらに挙げた団体が基準を満たした団体です。子ども会や小・中学校、一般の団体まで幅広く選出することもできていることから表１にあります１２団体を案として挙げさせていただきます。 続いて、（イ）ごみ集積場管理功績団体についてご説明します。
---------	--

近 藤 主 事	選考基準については、昨年度（平成２８年度）まで未表彰であり、年２回実施している「ごみ集積場早朝指導」にて確認をした結果、管理状況が優れていると認められる地区とします。 選出団体の案については、裏面の表２のとおりで、９団体を案として挙げさせていただきます。 以上で説明を終了します。
小 柳 会 長	ただいまの説明について、質疑・意見があればお願いします。 ～ 質疑・意見なし ～
小 柳 会 長	質疑もないようですので、選考案については、皆さまにご了解をいただいたということによろしいですか。
全 委 員	異議なし。
小 柳 会 長	以上で本日予定している議事を終了します。続いて、次第４その他について事務局の説明を求めます。
藤 田 係 長	１月２６日に小牧岩倉エコルセンターで小規模の爆発事故が発生しました。 つきましては、その件について部長からご報告申し上げます。
伊 藤 部 長	それでは、報告します。 １月２６日に小牧岩倉エコルセンターで小規模の火災がありました。破碎機については、低速破碎機と高速破碎機の２種類がありますが、そのうちの高速破碎機で爆発があり、ごみに引火しました。 幸いにして、小規模なものでしたので、作動したスプリンクラーにより消火されましたが、小火がありましたので、消防署

	に通報し、消火していただきました。 この原因ですが、消火されたものの中からスプレー缶が4本発見され、そのうちの1本が小さな制汗スプレーであったようです。これが破砕され、中身が抜いていなかったため爆発したと見られます。 スプレー缶については、これまでも小牧岩倉衛生組合の職員がごみの中から取り出すことは行っていますが、小さなものは発見が難しく、全てのものを取り除くことはなかなかできません。 過去からスプレー缶は危険ごみですと啓発をして参りまして、若干数は減ってきていますが、まだまだかなりの数のスプレー缶がごみの中に混ざり込んでいます。 したがって、直近の3月15日広報の中で、今回スプレー缶による爆発事故が発生したこととスプレー缶やリチウムイオン電池は発火する恐れがあるのでごみに混ぜ込ませないでくださいということを市民の皆さまに周知・啓発していきたいと考えています。 また、1万人以上の方にご利用いただいているごみ分別アプリで早速、このことを配信し啓発し、さらに、ごみ集積場に掲示するチラシを作成し、啓発を図ってまいりたいと考えています。
小柳 会長	本日予定されていた議事は全て終了しました。委員の皆さまにおかれましては、長時間にわたりご意見いただきありがとうございました。それでは、事務局へお返しします。
川尻 課長	皆さま、長時間に渡りご審議いただき、誠にありがとうございました。今回で今年度の審議会を終了します。 また、冒頭でもご案内いたしましたが、「小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則」第3条第2項で任期は、2年となっています。 皆さまにおかれましては、本年度がちょうどその任期の2年

伊 藤 部 長 川 尻 課 長	となります。委員の皆さまには長期間に渡り、ご審議いただき、誠にありがとうございました。 最後に、市民生活部長の伊藤よりご挨拶申し上げます。 ～ あいさつ ～ それでは、これにて閉会とします。ありがとうございました。
-------------------------------	---